



2025年4月23日

各位

会社名 株式会社ジーエヌアイグループ
代表者名 取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ
(コード番号: 2160 東証グロース)
問合せ先 取締役執行役副社長COO兼CFO 松井 亮介
(TEL. 03-6214-3600)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2025年4月23日開催の当社取締役会の決定、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、執行役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社グループは、革新的な医薬品の研究開発を通じて、まだ治療法がない病気に苦しむ患者さんのニーズに応え、グローバルな製薬企業へと発展することを戦略的目標に掲げております。このビジョンは、独自の創薬プラットフォームを活用し、Unmet Medical Needsに対応する革新的な治療薬を創出することに基づいています。このような戦略的背景を踏まえ、当社取締役会は取締役及び執行役に対し、B型慢性肝炎に起因する肝線維症を対象としたF351の中国における新薬承認を主要な達成条件の一つとして、有償にて新株予約権を発行致します。

F351の承認は、当社グループの企業価値及び株式価値を飛躍的に高める、当社にとって変革的なイベントであるという取締役会の強い意志と、その達成に対する強い関与を示すものです。また株主にとって直接的な利益となる、明確に定義された企業目標の達成時にのみ実現するという、ペイ・フォー・パフォーマンスの原則を体現するものです。

新薬承認を経て商業的成功に導くことは、当社グループが目標とするグローバルな製薬会社への飛躍を実現するための決定的な触媒となります。そして、これにより予想されるキャッシュフローを原資として活用し、さらなるUnmet Medical Needsに応えるための人材獲得及び育成、創薬、研究開発、販売網の拡充、工場投資、戦略的なM&A等、グローバル展開に必要な施策を実行することで、企業価値及び株式価値の増大を目指します。

また、画期的治療薬として認定されているF351が新薬承認された場合、その開発実績は当社グループの国際的な信用力を高め、海外パートナーとの提携やライセンス交渉を有利に進める上で大きな推進力となることも期待しております。既に構築されている米国及び中国での研究開発拠点といった既存イン

フラも、このマイルストーン達成を機に、グローバル展開に向けて最大限に活用します。

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の 1.31% となります。しかし新株予約権の行使による新株発行は重要マイルストーン（新薬承認）の達成を主要条件としていること、また当社グループ全体の企業価値及び株式価値が大幅に向上することが見込まれるタイミングと連動して発生するため、希薄化効果を上回る企業価値及び株式価値の創出を見込む仕組みとなっています。

本有償ストックオプションが対象とするマイルストーンの達成は、それ自体が最終目標ではなく通過点であり、当社グループが目指す、グローバルな製薬会社の幕開けとなる転換点です。この成功を通じて、当社グループは新たな成長ステージへと移行し、より多くの患者様に革新的な治療法を届け、株主を含む全てのステークホルダーの長期的な利益に資するものと確信しております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

6,550 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 655,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は 1,594 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計が当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の価値を算出したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、下記 (2) において新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2025 年 4 月 22 日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金 2,190 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間は、下記(6)の新株予約権の行使条件①の(i)(ii)(iii)が全て満たされたことが当社により確認された時点から 2035 年 4 月 23 日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得は、当社取締役会の決議による承認を要する。

(6) 新株予約権者の行使の条件

①新株予約権者は、当社が、以下(i)(ii)(iii)の条件が全て満たされたと認めた場合に、割当を受けた本新株予約権を行使することができる。

(i) B 型慢性肝炎に起因する肝線維症を対象とした F351 が中国で新薬承認されること。

(ii) 2025 年 12 月期の製薬事業の中国における現地通貨売上高が、2024 年 12 月期現地通貨売上高の 753.18 百万元を超えていること。

(参考情報：2024 年 12 月期 753.18 百万元 = 15,847 百万円)

(iii)2025年12月期のメドテック事業の米ドル通貨売上高が、2024年12月期米ドル通貨売上高の34.08百万米ドルを超えていること。

(参考情報：2024年12月期 34.08百万ドル=5,169百万円)

- ② 新株予約権者が、以下に該当すると当社が認めた場合、当社は、当該新株予約権者から新株予約権の全部又は一部を買い戻すことができる。
- a) 就業に関する規則、その他の社内規程及び法令違反があった場合
 - b) 権利付与時に取締役又は執行役であった者は権利行使時においても取締役又は執行役であることを要する。但し、会社が事前に承認した場合はその限りでない。
 - c) その他、故意又は過失により会社に損害を与える行為があった場合
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人がこれを行行使することができる。
- ④ 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ⑤ 上記①の(i)(ii)(iii)に記載した条件の確定前に、(i)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社から本新株予約権と同様の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行行使することができる。
- ⑥ その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の割当日

2025年5月9日

5. 申込期日

2025年5月7日

6. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年5月9日

7. 新株予約権と引換えにする金銭の払込取扱場所

新株予約権と引換えにする金銭の払込取扱銀行及び払込取扱場所は次のとおりとする。

(払込取扱銀行) 株式会社三井住友銀行渋谷駅前支店

(払込取扱場所) 東京都渋谷区道玄坂1-7-4

8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

| 対象者 | 人数 | 割当新株予約権数 |
|--------|----|----------|
| 当社の取締役 | 7名 | 6,050個 |
| 当社の執行役 | 1名 | 500個 |
| 合計 | 8名 | 6,550個 |

10. 新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書に行使する新株予約権の内容及び個数、行使日、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権行使に要する書類並びに金融商品取引法及びその他の関連法規（日本証券業協会及び本邦証券取引所の定める規則等を含む。）に基づきその時々において要求されるその他の書類を添えて当社本店に提出し、かつ、当該行使に際して払込をすべき金額全額に該当する金銭を当社の定める払込取扱場所において払込取扱銀行に払い込むことにより行われるものとし、新株予約権の行使の効力は、当該必要書類が当社に到達し、かつ、当該払込が完了した時に生じるものとする。なお、当初の払込取扱銀行及び払込取扱場所は次のとおりとする。

（払込取扱銀行）株式会社三井住友銀行渋谷駅前支店

（払込取扱場所）東京都渋谷区道玄坂1-7-4

以 上